

小規模事業者災害 対策補助金説明会

「令和元年8月の前線にともなう大雨」により被災された小規模事業者の方が、早期の事業再建に向けた経営計画を作成し、経営計画に沿って販路開拓に取り組む費用に対し、100万円を上限に補助金（補助率2/3）の募集が開始されました。（単なる復旧・買替費用のみでは不可）

ただし、申請締切りまで非常に短いこともあり、急なご案内になりますが、本補助金の説明会を開催しますので、申請を検討される小規模事業者の方は、下記に記入の上、武雄市商工会まで申し込みください。

【対象者】 武雄市に事業所のある、事業用資産に直接被害を被った小規模事業者(注1)

* (注1) 商業・サービス業・飲食業は従業員5名以内、サービス業の内の宿泊業・娯楽業及び製造業その他は20名以内

【補助率】 補助対象経費の3分の2以内（上限100万円）

【対象経費】 機械装置費・広報費・店舗改装費など 作成した事業再建計画に基づく必要な経費

【申請期限】 令和元年10月31日(木)までに佐賀県地域事務局(県商工会連合会)へ提出

【補助金説明会】

資料の準備がありますので、なるべく事前申込をお願いします！

開催日 令和元年10月17日(木)13:30~15:00

説明内容 災害対策型小規模事業者持続化補助金の概要

* 説明会終了後、佐賀県及び武雄市の補助金制度の概要紹介もさせていただきます

開催場所 武雄市商工会北方事務所2F会議室(北方町志久1662)

※説明会を欠席される方でも、補助金申請を希望される方は、下記に記入の上、ご連絡をお願いします！
(申請書等資料の用意や全体の申請件数の大まかな把握をさせていただきます)

事業所名		業種	
氏名		所在地	
10/17説明会	出席 欠席	補助金申請	申請する 検討する
T E L	()	F A X	()

・この情報は当主催団体の説明会実施についてのみ利用いたします。

申込先：武雄市商工会 北方事務所 (TEL 36-2111 FAX 36-3417)

佐賀県商工会連合会 (TEL 0952-26-6103 FAX 0952-24-0929)

* 8月の豪雨被害による小規模事業者向けの災害対策型持続化補助金の申請期限が10月末と非常に短いこともあり、下記のとおり特別相談窓口を設けますので、平日に相談が難しい方などはご利用ください。

会 場	月 日	開館時間
商工会北方事務所	10月22日(祝)	9:00~16:00
商工会北方事務所	10月26日(土)	9:00~16:00
